

奈良県告示第百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年六月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
栗栖 崇	訪問マッサージKEiROW 生駒壱分ステーション 生駒市西松ヶ丘一〇―三六	平成二十八年四月二十八日
久保 和美	久保整骨院 桜井市大字栗殿五〇―一	平成二十八年四月一日